

再就職手当は、雇用保険の給付の1つであり、基本手当(※1)の受給資格がある方が安定した職業に就いた場合(※2)に基本手当の支給残日数(※3)が所定給付日数(※4)の3分の1以上あり、一定の要件(※5)に該当する場合に支給されます。いわばお祝い金のような手当です。

再就職手当の額は支給残日数によって異なります。

失業給付の支給残日数が所定給付日数の3分の2以上→基本手当日額×支給残日数×70%

失業給付の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上→基本手当日額×支給残日数×60%

※1 求職者の失業中の生活の安定を図りつつ、求職活動を容易にすることを目的とし、被保険者であった方が離職した場合において、働く意思と能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない場合に支給されるもの

※2 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など

※3 就職日の前日までの失業の認定を受けた後の残りの日数

※4 基本手当の支給を受けることができる日数

※5 以下の7項目全てに該当する必要があります。

- ①受給手続き後、7日間の待機期間を満了後に就職、又は事業を開始したこと
- ②離職した前の事業所に再び就職したものでないこと、また、それに関わる事業所に就職したものでないこと
- ③給付制限（基本手当が支給されない期間）がある場合は、待機満了後1か月間はハローワークまたは職業紹介事業者の紹介によって就職したものであること
- ④1年間を超えて勤務することが確実であること（派遣社員の場合は1年間を超えて雇用が見込まれれば可能）
- ⑤雇用保険の被保険者になっていること
- ⑥過去3年以内の就職について、再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと
- ⑦求職申込前から採用が内定していた事業主に雇用されたものではないこと

再就職手当の手続きは、

- ①再就職先に「採用証明書」を記入してもらい、その用紙を持ってハローワークに向かいます。
- ②「再就職手当支給申請書」をハローワークから受け取り記入したのち、再就職先に提出、証明を受けます。
- ③再就職先から証明を受けた「再就職手当支給申請書」に「受給資格者証」を加えてハローワークに提出をします。

この手続き一連を再就職日の翌日から1か月以内に行わなければいけません。

なお、再就職をしたのちすぐに退職となってしまった場合は受け取ることができません。再就職手当の受給は、申請後から1か月ほど後だからです。また、ハローワークから再就職先に連絡が入るのも同時期で、その際に在籍していることが要件となっています。